

## 令和元年6月玉川村議会定例会

### 議 事 日 程 (第1号)

令和元年6月7日(金曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 請願の処理について(委員会付託)

出席議員（11名）

1番	小 針 竹千代 君	2番	石 井 清 勝 君
3番	車 田 幹 夫 君	4番	渡 邊 一 雄 君
6番	小 林 徳 清 君	7番	飯 島 三 郎 君
8番	田 子 武 幸 君	9番	西 川 良 英 君
10番	三 瓶 力 君	11番	大和田 宏 君
12番	須 藤 利 夫 君		

欠席議員（1名）

5番 塩 澤 重 男 君

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 溝 井 康 夫 主 査 大 竹 絵 美 子

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	石 森 春 男 君	副 村 長	川 俣 基 君	
教 育 長	鈴 木 文 雄 君	総 務 課 長	塩 澤 理 博 君	
住 民 課 長	塩 田 敦 君	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	車 田 ヨ シ 子 君	
健康福祉課長	溝 井 浩 一 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長	須 田 潤 一 君	
地域整備課長	石 井 雅 夫 君	事 務 局 長	教 育 課 長	須 釜 信 一 君
公 民 館 長	小 針 武 彦 君			

---

◎開会の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆様、改めましておはようございます。

ただいまの出席議員は11人であります。

欠席通告議員は、5番、塩澤重男君です。

定足数に達していますので、令和元年6月玉川村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（須藤利夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

2番 石井清勝君

3番 車田幹夫君

を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（須藤利夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月11日までの5日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月11日までの5日間に決定しました。

---

### ◎村長の提案理由の説明

○議長（須藤利夫君） 日程第3、村長の提案理由を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和元年玉川村議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、時節柄何かとご多忙の中ご参集をいただき、ご審議賜りますことに対し厚く御礼を申し上げます。

また、ただいま議員在職20年で県町村議会議長会の特別功労者として表彰されました西川良英議員並びに田子武幸議員、さらに、議員在職11年で自治功労者として表彰された大和田宏副議長におかれましては、長年にわたる自治進展のためのご功績が認められ、はえある表彰を受賞されましたことに心からのお祝いとお喜びを申し上げますとともに、今後も村政進展のために引き続きご尽力賜りますようお願いを申し上げます。

ここで、議案の説明に入ります前に、最近の主な行政諸般の動向について、その概要を申し上げます、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

本年5月1日に皇太子殿下が新天皇にご即位され、国民の祝福のもと、平成から新たに令和へと元号がかわりました。私自身も、新しい時代に向かって、新しい感覚を持って進取果敢に行政推進を図り、住んでよかったと言われる村づくりを進めるという決意を新たにしているところであります。

さて、国では、第198回通常国会が6月26日までの150日間の会期予定で開催されております。

安倍内閣総理大臣は、施政方針演説で少子高齢化を克服し、お年寄りだけでなく、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていく全世代型社会保障を築き上げるために、本年10月1日からの消費税率10%への引き上げについて、国民に理解と協力を求めています。

消費税率の引き上げに当たっては、いただいた消費税を全て還元する規模の十二分な対策を講じ、景気の回復軌道を確認なものにすると述べていますが、消費税増税は、地方経済や地方財政にも多大な影響が予想されますので、今後も国の動向を注視し、これまで以上に計画的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

また、安倍総理大臣は、日本の持続的な成長にとって最大の課題は少子高齢化であるとの認識を示し、希望出生率1.8の実現を目指すため、幼児教育・保育の無償化を実施する改正子ども・子育て支援法が今国会で成立いたしました。

本村では、既に3歳以上の幼児教育無償化や保育の負担軽減を実施しておりますが、国の方針を受け、今年10月からの完全無償化に向けて準備を進めているところであります。

日本経済については、5月の月例経済報告において、「景気は輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復している」としており、先行きについては、「当面、弱さが残るものの、雇用や所得環境の改善が続く」とされております。しかしながら、中国を初めとする海外経済の動向など、さまざまな不確定要素をはらんでいることから、今後も適宜適切な経済政策の効果により、景気改善の実感が広く全国に行き渡るよう期待したいと思います。

一方、福島県においては、去る5月17日に、福島の酒が全国新酒鑑評会で金賞受賞数7年連続日本一という快挙をなし遂げました。

また、小惑星探査機はやぶさ2の人工クレーター生成実験が成功しましたが、実験に使用された衝突装置の製造には、多くの県内企業がかかわっており、東日本大震災の困難を乗り越えて開発されたメイドイン福島の技術と製品が、極めて大切な役割を果たしました。

これらの偉業に対し、我々も大きな誇りと喜びを感じるところであり、今後も県民に夢と希望、そして感動を与えてくれることを期待しております。

さて、このたびの村長選挙におきましては、多くの皆様の力強いご支援と温かい励ましにより、無投票当選の榮に浴し、4期目への就任をすることになりました。

皆様方に感謝を申し上げますとともに、改めてその職責の重大さを痛感いたしております。

6月定例会開催に当たり、所信の一端を申し上げ、皆様方により一層のご理解いただき、ご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

私は、3期12年間、村民の皆様との対話による暮らしやすい村づくりを基本として、1期目は財政健全化に主眼を置き、2期目は東日本大震災及び福島第一原発事故、さらには台風15号豪雨による阿武隈川の堤防決壊からの復旧・復興に力を注ぎ、3期目は人口減少対策や子ども・子育て支援など活力ある村づくりのための事業を展開してまいりました。

今後も、住民と行政の協働の仕組みを育て、住民が主役の地域づくりを進めながら、村の将来に向けて確かな方向性を示せるよう、新たな使命感と責任感を持って、村政の運営並びに行政経営に当たってまいりたいと考えております。

具体的な施策につきましては、第6次玉川村振興計画に掲げる「村民と、共に歩み育む、心豊かな村づくり」を基本理念に、皆で支えあう福祉の村づくり、環境にやさしい安全・便利な村づくり、活力ある村づくり、人を育む村づくり、交流と協働の村づくりの5つの基本目標のもと、「未来（あす）が輝く村づくり“元気な”たまかわ」の実現に向けて、積極的にさまざまな施策に取り組んでまいります。

特に、人口減少や少子高齢化は、本村でも大きな課題となっておりますので、玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、元気な産業応援プロジェクト、選ばれる村づくりプロジェクト、そして、子育て世代応援プロジェクト、さらに、元気な地域づくりプロジェクトの4つの重点施策とし、積極的な事業の展開を行ってまいります。

なお、現在のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、今年度が最終年度となっておりますので、新たな戦略の年度内策定に向けた作業を進めているところであります。

また、安心・安全で便利な村づくりを進めるため、水道未普及地域の解消に向けた事業の推進と、農業集落排水の整備を進めるほか、次世代を担う子供たちの教育環境の充実を図るため、給食センターの新設や来年4月の玉川中学校への統合に向けた万全の準備にしっかりと取り組んでまいります。

さらに、本年は令和元年という新しい時代の幕あけの年でありますので、時代の変化に応じた活力ある村づくりを進めるため、地方創生を初め、移住定住対策、産業振興などの各種事業を効果的に連携させ、限られた財源の中で最大の効果を発揮できるよう、誠心誠意取り組んでまいります。

もとより浅学非才の身ではありますが、議会の皆様を初め、村民の皆様からご指導をいただくとともに、行政区長さんや教育委員会、農業委員会、社会福祉協議会など各種団体の方々

の力強いご支援、ご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、所信表明といたします。

それでは、令和元年6月玉川村議会定例会に提案いたしました議案について、提案理由のご説明をさせていただきます。

まず初めに、報告第1号 繰越明許費についてであります。地域公共交通網形成計画策定事業、防災マップ作成事業、森林再生事業、社会資本整備総合交付金事業について、平成30年度玉川村一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第2号 平成30年度玉川村上水道事業会計予算繰越計算書についてであります。道路改良舗装工事関連配水管布設替工事について、平成30年度玉川村上水道事業会計予算繰越計算書のとおり繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をするものであります。

次に、議案第24号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成30年度玉川村一般会計において、地方交付税や国県支出金等の一部に未確定のものがあり、これらが年度末に確定したため、平成30年度玉川村一般会計補正予算（第5号）に計上し、専決処分したものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6,388万5,000円を減額し、予算総額を35億2,887万円とするものであります。

歳入の主なものは、地方消費税交付金で1,271万5,000円、地方交付税で2,126万2,000円をそれぞれ増額し、地方創生推進交付金等に係る国庫支出金で1,424万1,000円、重度障害者支援事業等に係る県支出金で685万8,000円、財政調整積立金等に係る繰入金で7,845万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主なものは、ふるさと納税基金費等に係る諸支出金で135万1,000円を増額し、地方創生推進事業等に係る総務費で1,003万3,000円、認定こども園運営事業等に係る民生費で4,230万8,000円減額するものであります。

その他所要な補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第25号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成30年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分であります。

今回の補正は、保険給付費の額が確定したため、所要額を補正するものであります。

歳入の主なものは、繰入金を308万円減額し、歳出の主なものは、保険給付費を3,078万円

減額し、予備費を3,403万7,000円増額するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ308万円減額し、予算総額を8億2,142万5,000円とする補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第26号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成30年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分であります。

今回の補正は、介護給付費財政調整交付金及び地域支援事業の額が確定したため、所要額を補正するものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金を1,603万7,000円、繰入金を53万5,000円減額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費を380万7,000円、基金積立金を1,281万5,000円減額するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ1,657万2,000円減額し、予算総額を5億9,526万7,000円とする補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第27号 専決処分の承認を求めることについてであります。平成30年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分であります。

今回の補正は、保険料の収納実績及び納付金の額が確定したため、所要額を補正するものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料を8万2,000円減額するものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金を8万2,000円減額するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ8万2,000円減額し、予算総額5,692万6,000円とする補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第28号 専決処分の承認を求めることについてであります。コミュニティ助成事業によるコミュニティバス購入費及び県の住宅取得支援事業に係る定住促進事業費について、令和元年度玉川村一般会計補正予算（第1号）に計上し、専決処分したものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,260万円を増額し、予算総額を40億2,260万円とす



るものであります。

歳入の主なものは、住宅取得支援事業に係る県支出金で160万円、地域活性化基金からの繰入金で1,100万円、コミュニティ事業助成金に係る諸収入で1,000万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主なものは、コミュニティバス購入費、定住促進事業に係る総務費で2,262万8,000円を増額するものであります。

所要な補正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第29号 玉川村税条例等の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、村税条例においても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号 たまかわっ子子育て支援給付金支給条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、支給要件である村税等の滞納に関する対象者の範囲を拡大するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第31号 たまかわっ子誕生祝金支給条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、支給要件である村税等の滞納に関する対象者の範囲を拡大するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第32号 玉川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、被保険者の適用除外を規定するため改正するものであります。

次に、議案第33号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、令和元年度の保険税を課税するに当たり、医療分の基礎課税額及び後期高齢者支援金の課税額並びに介護分の介護納付金課税額の按分率を改正するものであります。

次に、議案第34号 玉川村介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、介護保険法施行令第38条の改正により、低所得者保険料軽減が強化され、それに伴い、介護保険条例の保険料率の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号 村立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例についてであります。今回の改正は、令和2年4月1日をもって、泉中学校と須釜中学校を統合し、玉川中学校とすることについて、所要の改正をするものであります。

次に、議案第36号 令和元年度玉川村一般会計補正予算（第2号）についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1,591万4,000円を増額し、予算総額を40億3,851万

4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、プレミアム付商品券発行事業等に係る国庫支出金で1,523万8,000円、全国家計構造調査に係る県支出金で67万6,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主なものは、全国家計構造調査等に係る総務費で69万3,000円、プレミアム付商品券発行事業等に係る民生費で1,437万2,000円、緊急風しん抗体検査等事業に係る衛生費で89万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、議案第37号 令和元年度玉川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の改正は、令和元年度事業費納付金の決定並びに保険税の算定結果に基づき、所要額を補正するものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険税で5,202万4,000円、県支出金で686万7,000円をそれぞれ減額し、繰越金で、前年度決算見込みで生ずる剰余金8,826万8,000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費を3,002万2,000円増額するものであります。

その結果、歳入歳出それぞれ2,934万2,000円増額し、予算総額を7億7,741万7,000円とするものであります。

次に、議案第38号 コミュニティバス売買契約の締結についてであります。今回の補正は、コミュニティバスの購入について、見積もり徴取により、令和元年5月23日に仮契約を締結したところであります。地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を説明いたしました。詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（須藤利夫君） 村長の提案理由は、ただいまの説明のとおりです。

---

#### ◎請願の処理について（委員会付託）

○議長（須藤利夫君） 日程第4、請願の処理についてを議題とします。

5月31日までに受理した請願はお手元にお配りしました請願文書表のとおりです。

所管の常任委員会に付託いたしますので、委員長は会期中に審査を行い、その結果を最終日に報告されるようお願いいたします。

---

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時26分）